

(案)

情報通信審議会 情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会 (第 83 回) 議事録

1 日時

令和 5 年 10 月 5 日 (木) 10:00~10:40

2 場所

WEB上で開催

3 出席者(敬称略)

主 査 : 三次 仁

委 員 : 高田 潤一

専 門 委 員 : 秋山 祐子、飯塚 留美、井家上 哲史、今村 浩一郎、
児玉 俊介、坂本 信樹、杉本 千佳、田丸 健三郎、藤井 威生、
藤野 義之、松尾 綾子、森田 耕司、吉田 貴容美、吉田 奈穂子

作 業 班 主 任 : 川西 哲也

事 務 局 : 総務省 基幹通信室 第一マイクロ通信係

4 配布資料

資料番号	資料名	作成者
資料 83-1	陸上無線通信委員会 (第 82 回) 議事概要 (案)	事務局
資料 83-2-1	陸上無線通信委員会に係る報告書 (案)	事務局
資料 83-2-2	陸上無線通信委員会「9.7GHz 帯フェーズドアレイ 気象レーダー等に関する技術的条件」に係る報告書 概要版 (案)	事務局

5 議事

(1) 前回の議事録案の確認

資料 83-1 に基づき、事務局より説明が行われ、(案) のとおり承認された。

(2) 陸上無線通信委員会報告(案)「9.7GHz 帯フェーズドアレイ気象レーダー等に関する技術的条件」について

資料 83-2-2 に基づき、気象レーダー作業班の川西主任より説明が行われ、報告書案について、修正の上、意見募集を行うことが承認された。

主な質疑応答の概要は以下のとおり。

藤井専門委員 : BS/CS 放送受信設備への干渉軽減検討について、質問がある。市販品の放送受信設備と比較して、フィルタ等では干渉除去が十分にできなかったという認識であるが良いか。

川西主任 : ご認識のとおりである。

藤井専門委員 : 承知した。イメージ妨害など、受信設備側の干渉の状況が今後も続くと、周波数の共用ができない帯域が現れるおそれもある。現状ある受信設備をすべて更改するという事は難しいと思うが、将来を見据えて、受信設備側の規制を定めるなど、早めに手を打つべきと考える。現時点では難しいか？

事務局 : 電波法では、技術基準は送信装置のみを定めており、周波数の利用に影響を与えない受信設備に対しては定めていない。受信設備の技術基準を定めるのは困難な状況であるものの、藤井専門委員からの意見については、総務省内各部局とも共有し、相談したいと考える。

藤井専門委員 : 承知した。

三木主査 : イメージ妨害は、フェーズドアレイ型気象レーダーのみで発生するのか、それとも既存のパラボラアンテナでも発生するのか？

事務局 : 既存のパラボラ型気象レーダーでも発生しうる事象である。

児玉専門委員 : 3点意見・質問がある。

① 9.7GHz 帯フェーズドアレイ気象レーダーと 9.7GHz 帯汎用型気象レーダーの関係について、周波数帯は重なっているか、また、共用の検討をしているか。

② 【資料 83-2-2】P1 について、汎用型気象レーダーの設置希望者は自治体と記載があるが、民間企業の希望が多いのであれば、民間と記載すべきではないか。

- ③ 9.7GHz 帯汎用型気象レーダーの導入状況をご教示願いたい。
- 事務局 : ① 両レーダーはチャンネルで区分をしている。また、今回の9.7GHz 帯フェーズドアレイ気象レーダーの共用条件の検討において、汎用型レーダーも考慮に入れた検討を行っている。昨年度の汎用型レーダーの技術基準策定時にも、高性能型レーダーとの共用について考慮に入れて検討した。
- ② 汎用型気象レーダーの設置希望者は、民間事業者が多いので、そのように修正する。
- ③ については、確認の上、後日回答する。
- 高田委員 : 9.7GHz 帯フェーズドアレイ気象レーダーと沿岸監視レーダーとの共用検討について、シミュレーションにて使用した電波伝搬モデルを報告書に記載願いたい。
- 事務局 : 承知した。
- 三次主査 : 【資料 83-2-2】P8 の 9.7GHz 帯フェーズドアレイ気象レーダーの送信方向制御について、任意の方位角方向へのブランキングできることが適当であると思うが、そのように電波が送信されていることは、具体的にどのように確認するのか？
- 事務局 : 総務省における免許審査の時点で、干渉がある場合は送信方向制御を条件として免許をする、ということが考えられる。
- 川西主任 : それはあくまで運用的な対応であると考えるが、検査の際に技術的確認はどのように実施するのか？
- 事務局 : 具体的な技術的な確認方法は、確認させていただく。
- 三次主査 : 報告案については、本日の指摘事項を修正の上、了承とする。今後、パブリックコメントを経て情報通信技術分科会に報告する。この後の修正は主査に一任いただく。

(3) その他

事務局より、構成員からの指摘事項を修正した資料を別途メールにて送付をすること、及び次回の開催日程等について別途連絡する旨の説明を行った。

(以上)